

事業事前評価表

国際協力機構東・中央アジア部東アジア課

1. 案件名（国名）

国名：モンゴル国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

モンゴル国(以下「モンゴル」という。)においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 鉱業セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化

モンゴル政府は 2016 年から 2030 年の長期開発政策である「モンゴル国持続可能な開発ビジョン 2030」（以下、「SDV 2030」という）において、持続可能な経済開発のために鉱山開発を重点分野の一つとして設定している。右ビジョンの推進に向けた課題の一つとして、鉱物資源開発のための適切な法整備・ガバナンスの強化が挙げられており、本事業はこれらの課題解決のための支援として位置付けられる。

2) 全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援

モンゴルでは急速な経済成長にもかかわらず貧富の差が拡大しており、「SDV 2030」では持続可能な社会開発のために、あらゆる形の貧困を撲滅し、中所得階層のシェアを持続的に拡大することを目標に掲げており、保健医療、教育等の公共サービスへのアクセシビリティや質の向上、社会保障制度の改善、安定的な雇用創出にかかる政策を強化する必要性が記載されている。また、右ビジョンでは、持続可能な経済開発のためには経済構造の多角化を図る必要があるとした上で、農牧業及び産業の振興を重点分野の一つに設定している。本事業はこれらの取り組みを支援するものとして位置付けられる。

3) ウランバートル都市機能強化のための支援

急速な経済成長を遂げてきており、今後中長期的には経済成長が見込まれているモンゴルでは、経済成長を支えるインフラの整備及び維持管理の必要性が高く、「SDV 2030」では持続可能な経済開発のためにインフラの整備を重点分野の一つに掲げている。特にモンゴルでは、近年首都ウランバートルへの人口集中を背景に、同市の都市交通システム、都市基礎インフラ整備等を含む都市機能強化が課題となっている。本事業はこれらの課題解決のための支援として位置付けられる。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対モンゴル国別開発協力方針（2012 年 5 月）において、「鉱物資源の持続可能な開発とガバナンスの強化」、「全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援」、「ウランバートル都市機能強化」の三つの重点分野を掲げており、本事業で設定している以下三つの援助重点分野との整合性が認められる。

- 1) 鉱業セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化：開発課題として、「環境に配慮した鉱物資源開発」「資源収入の適正管理を含むガバナンス強化」が含まれる。
- 2) 全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援：開発課題として、「企業経営／政策立案」「公共政策」が含まれる。
- 3) ウランバートル都市機能強化のための支援：開発課題として、「開発工学」「都市環境改善」が含まれる。
- (4) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施する主なドナーとしてドイツ・ロシア・アジア開発銀行等が挙げられるが、行政官を対象とした事業としてはオーストラリアが年間 21 名の奨学金支給を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、モンゴルの指導層となることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：該当なし

(3) 事業概要

本事業は、若手行政官等を対象に最大 22 名（修士 20 名、博士 2 名）の留学生が、本邦大学院において、モンゴルにおける優先開発課題分野に関する知識の習得を目的として留学するのに対し、必要な経費を支援するもの。また、優先分野へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.07 億円（概算協力額（日本側）：3.07 億円、モンゴル側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017 年 7 月～2021 年 3 月を予定（計 45 カ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、モンゴルにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、モンゴル政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・文化・科学・スポーツ省、大蔵省、外務省、内閣官房、在モンゴル日本国大使館、JICA モンゴル事務所、日本人材開発センター

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし

- (8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし
- (9) その他特記事項：「工学系高等教育支援事業」（有償）（2014年～2023年）や「鉱業分野人材育成」（技術協力・国別研修）（2013年～2018年）はモンゴルの特定大学の学生・教員・研究者等を主な対象とした事業であり、行政官を主な対象とする JDS 事業と競合するものではない。

4. 外部条件・リスクコントロール

- (1) 事業実施のための前提条件：特になし。
- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件
 - ① 当国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
 - ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
 - ③ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008年度以降新方式による本事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査（今次調査に該当）を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく4期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

今回に関しても、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

- (1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

 - ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、モンゴルにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
 - ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
 - ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

- (2) 有効性
 - 1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値（2017年） | 目標値（2022年）（事業完成1年後） |
|---------------|------------|---------------------|
| 留学する学生数(人):修士 | 0 | 20 |
| 留学する学生数(人):博士 | 0 | 2 |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 留学生の学位取得率(%) ⁱ | 0 | 95 |
|---------------------------|---|----|

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上

ⁱ 学位取得率については、4期分の計画（3. (3) 事業概要参照）全体における目標値とする。また、4. (2) に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。